

統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令の概要について

1 概要

- 統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（平成30年法律第34号。以下「改正法」という。）は、改正法附則第1条の規定に基づき、公布の日（平成30年6月1日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日に施行することとされており、この施行期日を平成31年（2019年）5月1日とするものである。

2 施行期日について

- 改正法が「公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日」に施行することとされたのは、施行に必要な政省令の整備を統計委員会への付議等を経て行う必要があるほか、その周知の期間も含めて一定の期間が必要とされたことによるものである。
- これを踏まえ、十分な周知・準備期間を確保する等の理由により、改正法の施行期日は平成31年5月1日とする。

3 今後の予定

閣 議：平成30年12月18日（火）